

二〇二三年度 博士後期課程外国人留学生入学試験・二〇二二年度外国語能力試験 問題

早稲田大学大学院法学研究科

日本語小論文

研究指導名…

刑法 研究指導

教員名…

杉本 一敏

いわゆる「被害者による危険の引受け」の事例において、行為者の刑法上の罪責はどのように判断されるべきか。通常このような事例として議論されている、次の事例①及び②を基にしながら論じなさい（事例①、②以外の適切な事例を更に挙げて論じてもかまわない）。

事例① Xは、ダートトライアル（未舗装のコースで行われる自動車のタイムトライアル競技）の公式練習のため、競技経験が豊富なYを助手席に同乗させ、競技用の普通乗用自動車を運転して、ダートトライアル競技場のコースを進行していたが、同競技の経験が浅く、技術が未熟であったにもかかわらず、Yの指示を受けながら、急勾配のカーブがあるコースにおいて自己の運転・操作能力を上回るような速度での走行を試みたため、下り急勾配のカーブに差しかかった際に曲がり切れず、あわててハンドルを切り急ブレーキをかけるなどしたがコントロールを失って自車を暴走させ、コース脇の防護柵に激突させて、それによりYを死亡させた。なお、Yは、同競技に伴う一般的な危険性については熟知していた。

事例② Aは、Bに対し、それぞれオートバイに乗って競争をすることを提案し、Bもその提案に同意した。AとBは、急勾配のカーブのある夜間の山間の一般道路で、指定制限速度を大幅に超える速度でオートバイを進行させてスピードを競っていたが、AがBを追い抜こうとした際、Bは、追い抜かれまいとして蛇行運転をし、それによって自車のコントロールを失い、がけから転落して死亡した。Bは、自分がしている運転の一般的な危険性については認識していた。